

指定介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護事業所 れんげ草 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人共和会が開設する訪問介護事業所 れんげ草(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防訪問介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2第2項に規定する政令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態にある者又は事業対象者に対し、適正な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、知多北部広域連合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 れんげ草
- (2) 所在地 大府市梶田町二丁目70番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 3名以上
サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - ・介護予防訪問介護相当サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
 - ・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- (3) 訪問介護員等 2.5以上(常勤換算)
訪問介護員等は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休。
- (2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、知多北部広域連合の定める額とし、当該指定介護予防訪問介護相当サービスが第1号事業支給費の支給を受けることができる者であるときは、知多北部広域連合の定める額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅰ)…1週に1回程度
 - (2) 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅱ)…1週に2回程度
 - (3) 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅲ)…1週に2回程度を超えた場合
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
事業所の実施地域を越える地点から自宅まで、片道1キロメートルごとに25円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大府市、東海市、知多市、東浦町、豊明市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第10条 事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、苦情が指定介護予防訪問介護相当サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、指定介護予防訪問介護相当サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関し、知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則第37条の規定により市町及び知多北部広域連合が行う調査に協力するとともに、市町及び知多北部広域連合からの質問若しくは照会に応じる。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町及び知多北部広域連合が行う調査に協力するとともに、市町及び知多北部広域連合から指導又は助言を

受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業者は、市町及び知多北部広域連合からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町及び知多北部広域連合に報告する。
- 6 事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、その結果を介護職員、その他の従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する

(事故発生時の対応)

第14条 事故が発生した場合、事業者は、速やかに、知多北部広域連合、利用者が居住する市町、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第15条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存

する。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。
 - 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 5 事業所は、適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人共和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則(最終変更以外省略)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。